

## ～公益法人に寄附をした法人・個人に対する優遇措置～

### ◎ 寄附金（法人会費）の損金算入

当協会は、公益財団法人（特定公益増進法人に該当）により、次の1と2の総額を損金として算入することができます。

#### 1 一般の寄附金の損金算入限度額

##### (1) 資本等のある法人

$$(\text{資本等の金額} \times 2.5/1,000 + \text{年中所得金額} \times 2.5/100) \times 1/4$$

##### (2) 資本等のない法人

$$\text{年中所得金額} \times 1.25/100$$

#### 2 特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額（別枠）

##### (1) 資本等のある法人

$$(\text{資本等の金額} \times 3.75/1,000 + \text{年中所得金額} \times 6.25/100) \times 1/2$$

##### (2) 資本等のない法人

$$\text{年中所得金額} \times 6.25/100$$

**例1**：資本金1,000万円、年中所得金額2,000万円の場合

$$13\text{万}1,250\text{円（一般損金算入限度額）} + 64\text{万}3,750\text{円（特別損金算入限度額）} \\ = 77\text{万}5,000\text{円（損金算入上限額）}$$

**例2**：資本金なし、年中所得金額2,000万円の場合

$$250\text{万円（一般損金算入限度額）} + 125\text{万円（特別損金算入限度額）} \\ = 150\text{万円（損金算入上限額）}$$

※ 確定申告書に寄附金の金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類「主たる目的である業務に関連する寄附金であることの証明」を保存している必要があります。

### ◎ 寄附金（個人会費）の所得控除

その年の対象団体に対して行った寄附合計額の内、2,000円を超える金額につき適用されます。

<p>課税所得</p> $[\text{年中所得金額} - \text{所得控除額（寄附金額} - 2,000\text{円）}]$ <p>※年中所得金額の40%相当額が限度</p>	× 所得税率 = 所得税額
---	---------------

**例**：年中総所得金額600万円、寄附金合計額20万円の場合

20万円 - 2,000円 = 19万8,000円が総所得金額より控除（控除額19万8,000円は、総所得金額600万円 × 40% = 240万円が限度内となり、19万8,000円全額が総所得金額からの控除対象となります。）

◎ 寄附金（個人会費）の税額控除【現在、当協会は税額控除対象法人の証明申請準備中により、証明を受けていないので税額控除は受けられません。】

$$\begin{aligned} & \text{年中所得金額} \times \text{所得税率} - \text{税額控除額} [( \text{寄附金額} - 2,000 \text{円} ) \times 40\%] \\ & = \text{所得税額} \end{aligned}$$

- ※ 1 寄附金額は、総所得金額等の40%が限度
- ※ 2 税額控除額は、所得税額の25%が限度

◎ 寄附金（個人会費）の個人住民税控除

各都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金（個人会費）が、個人住民税の寄附金控除対象となる制度で、現在、当協会への寄附金（個人会費）は群馬県、前橋市、高崎市及び桐生市から税額控除対象の指定を受けています。

1 都道府県民税控除額

$$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 4\% = \text{控除額}$$

※ 寄附金額は、年中所得金額等の30%を限度

2 市区町村民税控除額

$$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 6\% = \text{控除額}$$

※ 寄附金額は、年中所得金額等の30%を限度

3 重複指定であれば控除率は10%

なお、税制は都度変更されていますので、確定申告の詳細については、お近くの税務署、個人住民税寄附金控除の詳細については、群馬県、前橋市、高崎市及び桐生市に問合せするよう連絡して下さい。